

1 全体的事項

- (1) 穴水町としては、国策である再生可能エネルギーの導入は促進すべきと考えるが、環境との調和、そして何よりも町民との合意形成は不可欠である。

本事業の環境影響方法書に対し、住民等から11件の意見が提出され、計画自体や調査方法に対して不安視する声も見られるところである。

町に対しても、事業実施地域からの流れる河川の流域住民から、水源域の危惧に関する意見書が提出されている事態となっているところであるが、本事業については現時点においては計画の熟度が低く、多くの事柄が検討中とされており、現段階における当町の意見を述べるものであり、今後の事業計画の検討にあたっては、専門家の意見を踏まえ、現地の適切な調査や予測又は評価となるようにし、影響がある又は影響を及ぼす可能性がある場合においては、回避又は最大限に低減する計画として、回避又は影響が十分に低減出来ない場合には、設置場所の見直しをはじめ、基数の削減等により、事業規模を大幅に縮小するなどし、環境面から検討した経緯等を環境影響評価準備書以降に記載すること。

- (2) 本事業においては配慮書段階においては穴水町大角間地区から七尾市中島町別所地区までの区域であったものの、方法書段階においては穴水町大角間地区から七尾市中島町河内地区までの区域と変更し、区域が概ね半分に縮小されたにもかかわらず設置予定基数の変更もなく、その区域のほとんどが穴水町の区域内にあることから、生活上の不安を口にする住民も少なくないことから、環境影響評価を実施するにあたっては、本事業と近似の事業の実績等のデータ収集など基礎資料の収集を十分に行うなど万全を期し、また、最新の知見や評価方法を採用するなどし、住宅の分布や風況その他の自然状況等の多面的な視点から複数案を検討するなど、極めて綿密な調査の実施により、風力発電施設、関連施設の建設及び稼働に伴う環境への影響を的確に把握し、影響がある又は影響を及ぼす可能性がある場合においては、回避又は最大限に低減する計画として、回避又は影響が十分に低減出来ない場合には、設置場所の見直しをはじめ、基数の削減等により、事業規模を大幅に縮小するなどし、環境面から検討した経緯等を環境影響評価準備書以降に記載すること。

2 個別的事項

(1) 騒音、低周波音及び振動について

対象事業実施区域周辺においては、交通量も極めて少なく清閑な農村地域を形成していることから、夜間の残留騒音が相当に感じられる区域があるものと予想される。また、下唐川丸山地区においては計画区域から1キロに満たない場所に住居があることから「風力発電施設から発生する騒音に関する指針について（平成29年5月環境省）」の指針値の値だけに満足することなく、指針値が35デシベル以下である場合においても騒音に含まれる振幅変調音や純音性成分等から、耳に煩わしい音を増加させ、住宅等の従前の音環境に影響を及ぼすことのないよう隔離を十分に確保することが必要であり、最近接住居等との隔離距離が大きく確保できず、影響が回避又は低減できない場合においては、風力発電設備設置予定位置の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを実施すること。また、騒音、低周波音及び振動の調査及び予測は、風向、湿度、温度等により大きく変動されることが予見できることから、現地調査は十分な期間を設け、調査地点についても様々なシミュレーションの基設定するものとして、各調査地点の条件ごとに最大に受ける影響については、地域住民に遺漏なく示すとともに、予測結果を準備書以降の図書に示すこと。

(2) 大気質について

造成工事等の施工、工事用資材の輸送等に伴い発生する窒素酸化物・粉じん等については、周辺地域住民の生活環境に影響が及ぶことのないように、気象を含む地域特性を踏まえたうえで十分な低減が図られるようすること。

(3) 水環境について

本町の浄水場は、対象事業区域の山稜からの溪流を経て河川に流れる原水を使用していることから非常に重要な水源地であり、使用している河川は流路延長が極めて短いことから、造成工事等における水の濁りや工事終了後における水質、水量等の変化による影響が生じないように、調査、予測及び評価を適切に行うこと。また、対象事業区域の範囲においては、地域住民が生活に必要な飲料水（井戸などの飲料地下水及び飲料している伏流水）の水源地があることや、地域の簡易水道施設及び小規模水道施設があることから、造成工事等により水質、水量に影響が及ぶことのないよう十分な調査、予測、評価、対策を適切に実施することとし、対象地域住民へ最大に受ける影響等について丁寧に説明をするとともに、住民同意を確実に得て事業を実施すること。なお、これらの水源地に対し影響が懸念される場合においては事業計画の見直しを実施すること。

対象事業を実施するにあたり汚水も含めた濁水対策については、周辺の河川（溪流を含む）に直接流出することを防ぐため排水対策・仮設沈砂池の設置、周辺環境保全を十分に検討し、関係住民に丁寧な説明をするとともに関係住民の同意を確実に得て事業を実施するものとし、対策が十分となりえないと見込まれる場合はもちろんのこと関係住民の同意が得られない場合においては事業計画の見直しを実施すること。

(4) 風車の影について

風力発電機設置予定位置は、施設の稼働に伴い風車の影（シャドーフリッカー）が住家や耕地等に掛かることも懸念されることから、その影響について、及ぶ時間に関係なく軽減されるよう、風力発電機の機種や配置、基数を綿密に検討し、住家や耕地等に影が掛からないように風力発電機の配置をすること。

(5) 動植物・生態系について

風力発電施設の設置にかかる施工等については、生物相の豊かな地域は極力避け、複数の風力発電機の並立による複合的な環境負荷が、野生動物の生活や移動経路に極力影響を及ぼさないよう計画し、造成等の施工による一時的な場合も含め当該影響の十分な低減が図られるよう検討し、その結果を準備書以降の図書に記載すること。

大型風車は鳥類及びコウモリ類の飛翔の障害物となることから、衝突（バードストライクやバッドストライク）や障壁効果についてあらかじめ検討し、十分な低減が図られるようそれらに対応した調査手法ないし調査検討結果を具体的に準備書以降の図書に記載すること。

対象事業実施区域を含む能登地区においては天然記念物のトキやコウノトリが飛来されたこともあり、このことについても十分に調査を実施し、事業に伴い影響を生じさせることのないよう検討することとし、総じて動植物・生態系の調査については、調査期間が短い場合には、移動経路は年ごとに変動が多く調査から漏れる種も出てくる可能性も懸念されることから、調査の期間を十分に設けるとともに調査種が漏れることのないよう検討をすること。なお、工事の実施による影響や周辺で設置又は計画している他の風力発電機設置事業による複合的な影響についてもできる限り広範囲で調査・予測及び評価を実施すること。

(6) 景観について

対象事業実施区域の周辺には集落が点在しており、これらの住居地域や農耕地においては、風車の見えは大きく、日常の風景が一変するとともに、圧迫感や威圧感を感じさせる等の影響が予想される。周辺の住居地域においては、設置する風力発電機までの距離、垂直見込角、風車の大きさ、形、色、配置などをフォトモンタージュや動画等の視覚的に比較しやすい表現手法により、予測、評価し、周辺住民の十分な理解が得られよう十分な説明を実施するとともに準備書以降の図書について具体的な内容を記載すること。

(7) 人と自然との触れ合いの活動の場について

対象事業実施区域は、地域住民の里山利用や湧水利用があり、また、別所岳への入山口があることから、自然との触れ合い活動の場への影響が生じないように、工事による直接改変の影響の他、騒音や水質、景観、動植物の変化も含め、総合的に評価をし事業を実施すること。

(8) 廃棄物について

本事業においては、工事中に相当量の伐木や建設残土等の発生が見込まれることから、当該発生量の予測及びそれらの適切な処理方法や処分先を十分に検討し、その結果を準備書等の図書に記載するとともに周辺住民等にも示すこと。なお、事業終了後における施設の撤去については、事業者の責任において確実に基礎杭を含めて全撤去し、廃棄物が残置されないよう、事業者として確実に撤去できる事業計画を準備書以降の図書に具体的な方法及び内容を記載し、地域住民に示すとともに、撤去にかかる進捗状況及び結果を報告するなど地域住民の理解に努めること。

(9) その他

ア 住民説明会

地域住民が事業計画や環境への影響等の理解を深めるためには、丁寧な説明会等をきめ細かく実施することが重要であり、地域住民とのコミュニケーションの促進に努めること。

イ 苦情等の対応

風力発電事業については、計画段階から、生活・環境等の意見や苦情がよせられることが想定されることから、事業の計画にあたり、苦情等の対応窓口の設置について検討すること。

ウ 新型コロナウイルス感染症予防対策等

対象事業実施区域周辺の各集落においては、地区の集会等を中止又は延期し、感染症拡大防止に注意を払っているところであり、このような状況下において、急ぐことなく、感染症予防対策等を十分に実施し計画の進め方について、地域の住民と協議しながら、事業について十分な理解を得られるような方法等について検討をすること。

エ 事業の周知等

本町における方法書の意見者が11名となっており、事業の周知が十分でないまま、調査が進捗されていくことが懸念される。事業を進めるにあたり、地域住民への周知を十分に行ったうえ、調査を行うなど、事業の進め方について検討をすること。

オ 風力発電事業の包括的な状況

事業実施区域及びその周辺における稼働中や計画する風力発電機については、事業者間相互に積極的な情報交換を行い、能登地域において総合的かつ累積的な影響について適切に調査、予測、評価を実施し、適正な事業規模となるよう発電施設や付帯施設等の配置、規模、構造、基数などの決定に反映するよう検討をすること